

# 宮津市公報

令和5年2月1日  
宮津市字柳縄手  
345番地の1  
宮津市総務部総務課発行

## 目次

### 告 示

- 1 宮津市地域内消費拡大事業実施要綱の一部改正 ..... 1  
2 宮津市ジュニアスポーツ育成チャレンジ事業補助金交付要綱 ..... 1

### 公 告

- 49 公示送達 ..... 3  
1 市営住宅等の入居者の公募 ..... 3  
2 市営住宅等の入居者の公募 ..... 4  
3 農用地利用集積計画の縦覧 ..... 5  
4 宮津市森林整備計画変更案の縦覧 ..... 5  
5 公示送達 ..... 5

### 訓 令

- 1 宮津市公益通報に関する規程 ..... 5

### 水 道 企 業

#### 《上下水道告示》

- 1 宮津市下水道排水設備指定工事業者の指定の有効期間の満了 ..... 8

### 教 育 委 員 会

#### 《告 示》

- 1 宮津市教育委員会定例会の招集 ..... 8

### 農 業 委 員 会

#### 《告 示》

- 1 宮津市農業委員会定例総会の招集 ..... 9

## 告 示

### 宮津市告示第 1 号

宮津市地域内消費拡大事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 5 年 1 月 20 日

宮津市長 城 崎 雅 文

#### 宮津市地域内消費拡大事業実施要綱の一部を改正する要綱

宮津市地域内消費拡大事業実施要綱（令和 3 年告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「新型コロナウイルス感染症」の次に「及び物価高騰」を加える。

第 9 条中「行うものとする」を「行うことができる」に改める。

附則を附則第 1 項とし、附則に次の 1 項を加える。

2 この要綱は、令和 6 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

#### 附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

\* \* \*

### 宮津市告示第 2 号

宮津市ジュニアスポーツ育成チャレンジ事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 5 年 1 月 31 日

宮津市長 城 崎 雅 文

#### 宮津市ジュニアスポーツ育成チャレンジ事業補助金交付要綱

##### （趣旨）

第 1 条 この要綱は、競技スポーツに取り組む本市の小学生及び中学生（以下「ジュニア選手」という。）の競技力向上及び心身の健全な発達に資するとともに、本市のジュニア選手が全国大会、国際大会（以下「全国大会等」という。）出場にチャレンジするための競技環境づくりの取組（以下「チャレンジ事業」という。）に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和 39 年規則第 18 号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

##### （補助対象者）

第 2 条 補助金の交付の対象となるものは、チャレンジ事業を行うものであって、次の各号のいずれにも該当するもの（以下「補助対象団体」という。）とする。

- (1) ジュニア選手が参加し、スポーツ活動を行う団体
  - (2) 市内に活動拠点を置いている団体
  - (3) 過去にオリンピック・パラリンピックで採用された競技又は宮津市スポーツ協会の推薦を有する競技を実施する団体
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体は補助対象団体としない。
- (1) 特定の政治、宗教等の普及を目的とした団体
  - (2) 宮津市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 20 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員等を含む団体
  - (3) 法人又は収益事業として活動している団体
  - (4) 学校教育の一環として活動している団体
  - (5) その他市長が適当でないと認める団体

##### （補助対象事業等）

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）の事業区分、事業内容及び団体区分並びに補助金の上限額は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象事業としない。

- (1) 営利を主たる目的とする事業

(2) 特定の政治、宗教活動又は企業の宣伝、広報を主な目的とする事業

(3) その他市長が適当でないとする事業

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象事業の実施に必要な経費から補助対象事業による収益、国、府等の助成金等及び次に掲げる経費を除いた額（その額に千円未満の額があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、前条第1項に規定する補助金の上限額を限度とする。

(1) 補助対象団体に属する者への賃金及び謝金

(2) 人件費

(3) 補助対象団体に属する者の個人所有物品の購入経費

(4) 食糧費

(5) 親睦目的のイベント実施に係る経費

(6) その他市長が適当でないとする経費

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするものは、規則第4条の規定により宮津市ジュニアスポーツ育成チャレンジ事業補助金交付申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の例外)

第6条 市長は、補助対象団体が当該補助金の交付を初めて受けた年度から5年度ごとに、大会への出場実績等事業の成果を評価し、その結果、補助対象団体とすることが適当でないとする団体は、第2条から前条までの規定にかかわらず、補助金の交付を行わない。

(交付申請の変更等)

第7条 補助金の交付決定を受けたものが、事業計画を変更し、又は中止しようとするときは、規則第8条の規定により速やかに宮津市ジュニアスポーツ育成チャレンジ事業補助金変更等承認申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(事前着手)

第8条 補助対象団体は、補助金の交付決定前に補助対象事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることはできない。ただし、やむを得ない事由により、補助金の交付決定前に補助対象事業を実施しようとする場合において、宮津市ジュニアスポーツ育成チャレンジ事業事前着手届を市長に提出したときは、この限りでない。

(実績報告)

第9条 補助対象事業が完了したときは、当該事業完了後30日を経過した日又は当該年度の3月20日のいずれか早い日までに、規則第10条の規定により宮津市ジュニアスポーツ育成チャレンジ事業補助金実績報告書を市長に提出しなければならない。

(財産の管理等)

第10条 交付決定団体は、補助金により取得又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(財産処分の制限)

第11条 交付決定団体は、補助金の交付を受けて整備又は購入した設備、備品等は、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(補助対象事業の公表)

第12条 市長は、補助対象事業により得られた成果等を任意の方法又は媒体により市民に公表することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第3条関係）

事業区分	事業内容	団体区分	補助金の上限額
全国大会等競技力維持向上事業	全国大会等（予選会等の選考過程において、特に優秀な成績を収め出場できる大会に限る。）に出場予定若しくは補助金交付申請年度に出場した団体（当該団体所属選手が出場予定又は補助金交付申請年度に出場した場合を含む。）又は予選会等がない全国大会等に出場して優秀な成績（3位以内）を収めた団体が実施する競技力の維持又は向上に資すると市長が認める事業	国際大会に出場する団体	20万円
		全国大会に出場する団体	10万円
全国大会等出場チャレンジ事業	全国大会等への出場を目指し実施する競技力の向上に資すると市長が認める事業	小学生のみが参加している団体	5万円
		小中学生が参加している団体	10万円
		小中学生に加え、高校生も参加している団体	15万円

備考

- 1 全国大会等競技力維持向上事業に係る補助は、全国大会等出場1回につき1団体1回限りとする。
- 2 全国大会等出場チャレンジ事業に係る補助は、1団体につき同一年度に1回限りとする。

————— \* \* \* —————  
公 告

宮津市公告第49号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民環境部税務・国保課に保管してありますので、来庁の上、受領してください。

令和5年1月18日

宮津市長 城崎雅文

(以下掲示済)

————— \* \* \* —————

宮津市公告第1号

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成9年条例第25号）第3条の規定により、次のとおり市営住宅等(その他住宅)の入居者を公募します。

令和5年1月6日

宮津市長 城崎雅文

1 公募する住宅

団地名	所在地	種別	家賃(月額)	戸数	規格
みやづ城東タウン	宮津市字惣	B棟	50,000円	4	1LDK

## 2 入居者の資格

- (1) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (2) 福祉分野(医療、介護・障害、保育)の仕事に従事していること。  
※単身者の入居も可能。また、入居の際の同居者は親族に限る。
- (3) 現に市町村税を滞納していないこと。
- (4) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

## 3 入居の期間

建物賃貸借契約締結の日から起算して10年を限度とします。

## 4 申込方法

宮津市建設部都市住宅課建築住宅係(本館南棟3階)又は市民部市民課市民窓口係(本館1階)に備付けの「みやづ城東タウン入居者募集案内書」に添付の「みやづ城東タウン入居申込書」により申し込んでください。

## 5 申込みの期間及び場所

- (1) 期間 令和5年1月10日(火)から令和5年2月28日(火)まで
- (2) 場所 宮津市建設部都市住宅課建築住宅係

## 6 選考方法

入居者は、先着順で決定します。

## 7 入居時期

入居決定した日から約1か月後

\* \* \*

## 宮津市公告第2号

宮津市営住宅等設置及び管理条例(平成9年条例第25号)第3条の規定により、次のとおり市営住宅等(その他住宅)の入居者を公募します。

令和5年1月6日

宮津市長 城崎雅文

## 1 公募する住宅

団地名	所在地	種別	家賃(月額)	戸数	規格
みやづ城東タウン	宮津市字惣	B棟	50,000円	6	1LDK

## 2 入居者の資格

- (1) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (2) 40歳未満の方。単身者の入居も可能。  
※同居親族がある場合は、主たる生計者が40歳未満の世帯に限る。
- (3) 現に市町村税を滞納していないこと。
- (4) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

## 3 入居の期間

建物賃貸借契約締結の日から起算して10年を限度とします。

## 4 申込方法

宮津市建設部都市住宅課建築住宅係(本館南棟3階)又は市民部市民課市民窓口係(本館1階)に備付けの「みやづ城東タウン入居者募集案内書」に添付の「みやづ城東タウン入居申込書」により申し込んでください。

## 5 申込みの期間及び場所

- (1) 期間 令和5年1月20日(金)から令和5年2月28日(火)まで
- (2) 場所 宮津市建設部都市住宅課建築住宅係

## 6 選考方法

入居の申込みをした方の数が入居させるべき住宅の戸数を超える場合は、公開抽せんにより入居者を決定します。

## 7 入居時期

令和5年3月29日から令和5年4月20日までの間

\* \* \*

## 宮津市公告第3号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により令和4年度農用地利用集積計画（令和5年1月12日付け宮農委第40号通知分）を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

令和5年1月20日

宮津市長 城崎雅文

## 1 農用地利用集積計画の縦覧期間

自 令和5年1月20日

至 令和5年2月8日

## 2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館1階）

\* \* \*

## 宮津市公告第4号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第3項の規定により宮津市森林整備計画を変更したいので、同条第4項において準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該森林整備計画の案を下記のとおり縦覧に供します。

なお、宮津市森林整備計画の案については、縦覧期間満了の日までに宮津市長に、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができます。

令和5年1月30日

宮津市長 城崎雅文

記

## 1 縦覧の期間

令和5年1月30日から令和5年2月28日

## 2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館1階）

\* \* \*

## 宮津市公告第5号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民環境部税務・国保課に保管してありますので、来庁の上、受領してください。

令和5年2月1日

宮津市長 城崎雅文

(以下掲示済)

訓 令

## 宮津市訓令甲第1号

庁中一般  
各 かい

宮津市公益通報に関する規程を次のように定める。

令和5年2月1日

宮津市長 城崎雅文

宮津市公益通報に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の規定に基づく公益通報の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 職員等 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員、同条第3項第2号及び第3号に規定する特別職の職員及び同法第22条の3第6項に規定する臨時的に任用された職員並びに市から事務又は事業の委託を受けた者及びその受託事務に従事している者並びに指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）及びその管理する公の施設の管理の業務に従事している者をいう。

(2) 外部労働者 労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者のうち職員等を除いた者をいう。

（職員等からの公益通報）

第3条 職員等は、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料するときは、市長に対して法第3条第1号に規定する公益通報（以下「内部公益通報」という。）を行うことができる。

2 職員等は、前項の内部公益通報を行うときは、原則として次に掲げる事項を記載した書面を総務部総務課長（以下「総務課長」という。）に提出するものとする。ただし、第1号に掲げる事項については、省略することができる。

(1) 内部公益通報をする者の住所、氏名及び電話番号

(2) 通報対象事実の内容

(3) 通報対象事実に関係するものの氏名

(4) 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する理由

3 前項ただし書の規定により同項第1号に掲げる事項を省略して内部公益通報が行われた場合においては、第5条第3項の規定は、適用しない。

4 市長は、内部公益通報があったときは、次条第1項に規定する宮津市内部公益通報調査委員会（以下「委員会」という。）に当該内部公益通報に係る事案の処理を命じなければならない。

（内部公益通報調査委員会）

第4条 内部公益通報に係る事案を公正に処理するため、委員会を置く。

2 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、総務部長をもって充てる。

4 委員会は、必要の都度、市の職員のうちから委員長が指名する。

5 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

6 委員長が不在のとき、又は委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

7 委員は、自己、配偶者又は三親等以内の親族が関係する内部公益通報に係る事案の処理に関与することができない。

8 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

（委員会による調査等）

第5条 委員会は、第3条第4項の規定により内部公益通報に係る事案の処理を命じられた場合においては、当該内部公益通報において通報対象事実とされた事実が通報対象事実と該当しないと認めるときを除き、市長が指名する職員を指揮して当該内部公益通報に係る事実についての調査を行わなければならない。

2 委員会は、前項の調査を行うか否かについて決定したときは、直ちにその旨を市長に報告しなければならない。

3 市長は、委員会が第1項の調査を行うときは、その旨を内部公益通報調査実施通知書により、調査を行わないときは、その旨及びその理由を内部公益通報調査不実施通知書により、遅滞なく当該内部公益通報をした者（以下「内部公益通報者」という。）に通知しなければならない。

（職員等の協力）

第6条 職員等は、前条第1項の調査のために委員会から協力を求められたときは、その求めに応じなければならない。

2 前項の規定により調査に協力した職員等は、その協力した調査に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委員会による報告等）

第7条 委員会は、第5条第1項の調査が終了したときは、その結果について、必要な資料を添えて

文書で市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、当該報告に係る調査の結果を内部公益通報調査結果通知書により内部公益通報者に通知しなければならない。

(市長等による措置等)

第8条 市長は、前条第1項の報告により通報対象事実があると認めるときは、違法行為の是正、告発その他の必要な措置及び再発防止のための必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第1項の報告が市長以外の市の執行機関又は議会（以下「市長以外の執行機関等」という。）に関するものであるときは、市長は、当該報告の内容を当該市長以外の執行機関等に通知しなければならない。

- 3 市長以外の執行機関等は、前項の通知により通報対象事実があると認めるときは、違法行為の是正、告発その他の必要な措置及び再発防止のための必要な措置を講ずるものとする。

- 4 市長以外の執行機関等は、前項の措置を講じたときは、その内容を市長に通知するものとする。

- 5 市長は、第1項の措置を講じたとき、又は第3項の措置が講じられたときは、遅滞なく、その内容を内部公益通報措置実施通知書により内部公益通報者に通知しなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第9条 内部公益通報者は、正当な内部公益通報をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いも受けない。

- 2 市長及び市長以外の執行機関等は、内部公益通報者が正当な内部公益通報をしたことを理由として不利益な取扱いを受け、又は受けるおそれがあると認めるときは、遅滞なく改善又は防止のための必要な措置を講ずるものとする。

- 3 市長は、内部公益通報者が正当な内部公益通報をしたことを理由として市以外の事業者から不利益な取扱いを受けたと認めるときは、当該事業者に対し、法の規定を遵守するよう求めるものとする。

(外部労働者からの公益通報)

第10条 外部労働者は、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があるときは、当該通報対象事実について処分、勧告等をする権限を有する市の機関（議会を除く。以下同じ。）に対して法第3条第2号に規定する公益通報（以下「外部公益通報」という。）を行うことができる。

- 2 外部労働者は、前項の外部公益通報を行うときは、原則として次に掲げる事項を記載した書面を市民環境部人権所管課長（以下「人権所管課長」という。）に提出するものとする。

(1) 外部公益通報をする者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号

(2) 通報対象事実の内容

(3) 通報対象事実に関係するものの氏名又は名称

(4) 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する理由

(5) 通報対象事実について法令に基づく措置その他適当な措置がとられるべきと思料する理由

- 3 人権所管課長は、前項の書面の提出を受けたときは、第12条に規定する場合を除き、直ちに当該書面を当該通報対象事実についての処分又は勧告等に係る事務を担当する課（課に相当する組織を含む。以下「主管課」という。）の長（以下「主管課長」という。）に送付しなければならない。

(外部公益通報に係る調査等)

第11条 外部公益通報に係る通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する市の機関（以下「権限機関」という。）は、外部公益通報があった場合においては、当該外部公益通報において通報対象事実とされた事実が通報対象事実該当しないと認めるときを除き、当該外部公益通報に係る事実についての調査を行わなければならない。

- 2 権限機関は、外部公益通報に係る事実についての調査を行うときは、その旨を外部公益通報調査実施通知書により、調査を行わないときは、その旨及びその理由を外部公益通報調査不実施通知書により、遅滞なく当該外部公益通報をした者（以下「外部公益通報者」という。）に通知しなければならない。

- 3 外部公益通報に係る事実についての調査は、主管課が担当する。

(教示)

第12条 第10条第1項の外部公益通報が誤って当該外部公益通報に係る通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有しない市の機関に対してされたときは、同条第2項の書面の提出を受け

た人権所管課長は、当該外部公益通報者に対し、当該外部公益通報に係る通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関を教示しなければならない。

(通知)

第13条 権限機関は、外部公益通報に係る事実についての調査が終了したときは、速やかに、その結果を外部公益通報調査結果通知書により外部公益通報者に通知しなければならない。

(権限機関による措置等)

第14条 権限機関は、第11条第1項の調査の結果により通報対象事実があると認めるときは、法令に基づき措置その他適切な措置を講じなければならない。

2 権限機関は、前項の措置を講じたときは、遅滞なく、その内容を外部公益通報措置実施通知書により外部公益通報者に通知しなければならない。

(秘密の保持)

第15条 公益通報の事務に携わる職員は、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(公表)

第16条 市長は、公益通報件数及び主な内容（公益通報者に関する情報を除く。）について、必要に応じ、速やかに公表するものとする。

(委任)

第17条 この規程に定めるもののほか公益通報の手續に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年2月1日から施行する。

## 水道企業

### 《告 示》

宮津市上下水道告示第1号

宮津市下水道排水設備指定工事業者の指定の有効期間が令和4年12月31日に満了した次の者について、継続して指定しなかったため、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規程（令和2年水管規程第3号）第16条の規定により告示する。

令和5年1月12日

宮津市上下水道事業

宮津市長 城崎雅文

指定番号 宮下水道指定第98号

- (1) 名 称 株式会社 新治田中組
- (2) 所 在 地 京丹後市峰山町新治1306番地
- (3) 代 表 者 代表取締役 田中 賀津男

指定番号 宮下水道指定第107号

- (1) 名 称 タニグチ電工
- (2) 所 在 地 与謝野町字幾地1693番地の3
- (3) 代 表 者 谷口 明

## 教育委員会

### 《告 示》

宮津市教育委員会告示第1号

令和5年第1回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和5年1月26日

宮津市教育委員会  
教育長 山本 雅弘

- 1 日 時 令和5年1月26日(木) 午前9時
- 2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ(4階応接会議室)

## 農業委員会

### 《告 示》

宮津市農業委員会告示第1号

宮津市農業委員会定例総会を次のとおり招集する。

令和5年1月5日

宮津市農業委員会  
会長 関野 掲 司

- 1 日 時 令和5年1月12日(木) 午前9時30分
- 2 場 所 みやづ歴史の館(宮津市中央公民館) 3階大会議室
- 3 議 題
  - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
  - 議案第2号 非農地証明交付申請の承認について
  - 議案第3号 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について